

みんなが暮らしやすくなるために

障がいがあってもなくても、誰もが分けへだてなく、お互いを尊重して暮らしたり働いたりできる豊かな共生社会の実現を目指して、平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」など、法律や制度による整備が進んでいます。

例えば、こんなことは……？

障がいを理由にお店やアパート、習い事教室などに入ることを断られた

暴力を振るわれたり、暴言を吐かれている

入り口までの通路にでこぼこがあったり、大きな石がころがっていて歩きにくい

視覚・聴覚障がいのある方がいると伝えていたのに、情報が伝わる配慮がなかった

食事を取らせる、病院に連れて行くなどの、必要な介助を受けていない

これは**差別**にあたります

平等に扱われるべきなのに
不平等な扱いを受ける
(横の関係の乱れ)

これは**虐待**です

保護される人が保護するべき人から
不利益をこうむっている
(縦の関係の乱れ)

差別や虐待は、障がい者を取りまく環境から自由や平等を奪ってしまいます

保護者、福祉施設職員、事業主など

社会

障がい者

社会



「思いやり」を個人から社会へ

差別や虐待がいけないということはみんながわかっていることです。しかし、結果的に障がいのある方が、得られるべき機会が奪われて不平等な扱いを受けたり、尊厳を傷つけられることがあります。

日本では「思いやり」「気づかい」の心が根付いています。その心を、個人の心だけでなく、社会全体として行うよう制度に示したものが「障害者差別解消法」です。今まで「正しい」「十分だ」と思っていた対応が、十分じゃなかったかもしれないと、改めて見つめ直し、考え方や対応に工夫や幅を持たせることが必要になります。

障がい者だから、という視点ではなく、「一人一人の必要とすることを考えて、その状況に応じた工夫や配慮」を行うことで、高齢者や子ども、社会全体が暮らしやすくなります。